

労働と雇用

現代社会

憲法

政治

経済

国際社会

これから

今日の問い

働く人の権利はどう守られ、働き方はどう変わってきたのだろう。

読み終えたら、最後の「問いへの答え」を見る前に、自分の言葉で答えてみよう。

1 労働の権利

労働三法

ろうどうきじゅんほう
労働基準法

賃金・労働時間などの最低の基準を定めた法律。

ろうどうくみあい
労働組合

働く人が労働条件の改善のためにつくる団体。

ろうどうきほんけん
労働基本権

団結権・団体交渉権・団体行動権の三つの権利。

働く人(労働者)は、やとう側の使用者(会社)とくらべて弱い立場になりやすい。そこで日本国憲法は、団結する権利(団結権)、使用者と交渉する権利(団体交渉権)、ストライキなどを行う権利(団体行動権)の三つを**労働基本権**として保障している。

この権利にもとづき、働く人たちは**労働組合**をつくって、賃金や労働時間などの**労働条件**の改善を求める。法律も整えられており、労働条件の最低基準を定めた**労働基準法**、労働組合の活動を守る**労働組合法**、労働者と使用者の争いの解決をはかる**労働関係調整法**をあわせて労働三法という。労働基準法は、1日8時間・週40時間を労働時間の上限とし、15歳未満の子どもを働かせることを原則として禁じている。最低賃金法も、賃金の最低額を定めている。

法律	主な内容
労働基準法	賃金・労働時間などの最低基準
労働組合法	労働組合の活動を保障する
労働関係調整法	労働争議の解決を助ける

2 働き方の変化

非正規・両立

ひせいきこよう
非正規雇用

パートやアルバイトなど期間や時間が限られた雇用。

しゅうしんこよう
終身雇用

定年まで同じ会社で働く日本の雇用慣行。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。

日本では、かつて定年まで同じ会社で働く**終身雇用**と、年齢とともに賃金が増える年功序列の賃金が広く見られた。しかし不況やグローバル化のなかで、企業が人件費をおさえようとし、パート・アルバイト・派遣労働者・契約社員などの**非正規雇用**が増えた。非正規雇用は、正社員にくらべて賃金が低く、雇用が不安定になりやすいことが課題である。

長時間労働による心身の病気や過労死も問題となっている。そこで、仕事と生活を両立できる**ワーク・ライフ・バランス**をめざす取り組みが進められている。育児や介護で休める制度の整備、在宅勤務などの柔軟な働き方、男女がともに働きやすい職場づくりなどである。職場での性別による差別は、男女雇用機会均等法で禁じられている。

問いへの答え

働く人の権利は、憲法が保障する団結権・団体交渉権・団体行動権の労働基本権と、労働基準法などの労働三法によって守られ、労働組合も労働条件の改善を求める。近年は非正規雇用の増加や長時間労働が課題となり、仕事と生活を両立するワーク・ライフ・バランスをめざす取り組みが進んでいる。

次は ノート で、下線に語句を書きながら確かめよう →

